

# 認定農業者等に対する主な支援措置

経営所得安定対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)</li> <li>・ 米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金（ナラシ対策）</li> </ul> <p>支援対象：認定農業者、集落営農、認定新規就農者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 麦・大豆等のコスト割れの補填</li> <li>・ 米・麦・大豆等の収入減少に対するセーフティネット</li> </ul>
融資	<p>農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)</p> <p>支援対象：認定農業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営改善のための長期低利融資(農地、施設・機械などの取得に必要な資金及び長期運転資金)。</li> <li>・ 実質化された人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定農業者等が借り入れるスーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担が軽減。</li> </ul>
補助金	<p>強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (旧経営体育成支援事業)</p> <p>支援対象：実質化された人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構から賃貸借の設定等を受けた者等</p>	<p>融資を活用して農業用機械等を導入する際、融資残について国庫補助。</p>
税制	<p>農業経営基盤強化準備金制度</p> <p>支援対象：青色申告を行う認定農業者及び認定新規就農者等</p>	<p>経営所得安定対策等の交付金を積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入。</p> <p>さらに5年以内にこの積立金を取り崩して、農地や農業用機械、農業用建物等を取得した場合に圧縮記帳が可能。</p>
農業者年金	<p>農業者年金の保険料支援 (特例付加年金)</p> <p>支援対象：39才までに加入し、農業所得が900万円以下の青色申告を行う認定農業者及び認定新規就農者等</p>	<p>月額2万円の保険料のうち1万円～4千円/月の国庫補助(最大20年)。</p>